

パブリックコメントに提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 兵庫県ひきこもり対策検討委員会報告書
意見募集期間 令和2年3月11日～3月31日
提出件数 65件（6人） 【内訳】 意見を反映 8件、既に盛り込み済み 16件、今後の検討課題 30件、対応困難 0件、その他の意見 11件

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|--------------------------|---|----|--|
| はじめに | ひきこもりの定義は、一定期間、人との関わりがないとか行動や生態のみではなく、マイノリティ属性についても調べるべきである。マイノリティでもないのにひきこもっているという人をひきこもりの支援対象として定義しているのか。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 アンケート調査や施策検討の際には、多数の人間が共有できる客観的な定義が必要であると考え、本県でも厚生労働省と同じ定義を使ってアンケート調査を行いました。ひきこもり状態にある者がおかれているそれぞれの状態・状況に応じた、きめ細やかな多様な支援が段階的に行われることが必要である旨、本文に記載しています。 (P16) |
| 県の取り組み (P3) | ひきこもり相談支援センター地域プランチの対応範囲が広すぎるように感じる。10圏域に1カ所程度あった方がスムーズに対応できるのではないかと。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 ひきこもりの相談窓口などは住民の身近な場所にあるのが望ましく、市町単位での設置が望ましい旨記載しています。 (P18) |
| | ひきこもり総合支援センターは県1カ所でなく、北部にサテライトの設置を検討してほしい | 1 | |
| | 神出学園が大切な社会資源として県内にあることをもっとアピール・広報・周知することも大切である。 | 1 | 【その他】 周知の方法等を工夫していきます。 |
| 同上 (P4) | 社会復帰へのひとつの道である就労訓練事業の認知度を広げることが必要である。 | 1 | 【その他】 周知の方法等を工夫していきます。 |
| 実態調査結果 (P13) | ひきこもり実態調査結果の問3の回答は、児童委員・民生委員の意見で、ひきこもり本人やその家族の意見でない以上、参考程度に留める必要があり、実際に当事者が求めている支援策とは一致していないと考えるべきである。 | 1 | 【その他】 元当事者や家族の方、ひきこもり状態の方の支援者からも、相談窓口や居場所の設置、支援者の人材養成が必要とのご意見をいただいているところですが、今後も引き続き、当事者等のご意見を伺いながら取組を進めていきます。 |
| 県のひきこもり支援にかかる課題 (P14) | 県でも、ひきこもりに関する複数の窓口があるため、非常にわかりにくい。 | 1 | 【その他】 わかりやすい窓口の広報に努めます。 |
| 同上 (P15) | 支援情報については、ネットも大事だが中高年のひきこもりの親がネットを見ることはあまり考えられないこともあり、自治体の広報や町内掲示板等を利用した広報も重要である。 | 1 | 【意見を反映】 既存の紙での広報媒体やチラシ等を活用した広報も重要である旨本文に記載します。 |
| 県の役割 (P16) | 家（家庭）→居場所→社会との接点→就労・起業の流れが個々の状況に合わせてスムーズに自然に移行できる環境が必要である。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 ひきこもり状態にある方がそれぞれの状態・状況に応じたきめ細やかな支援がスムーズかつ段階的に行われることが必要である旨記載しています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|---------------------------------|---|----|--|
| | 特にひきこもりの家族には宿泊施設型の支援への要望が高いため、そういったトラブルが多く報道されていることを認識する必要がある。行政が主体の宿泊型の支援施設を検討してほしい。 | 1 | 【今後の施策検討の参考】 強制的な手段による自宅や自室からの引き出しはあってはならないことを述べた記述であり、ご意見は今後の施策検討の参考にさせていただきます。 |
| | 「ひきこもり＝恥ずかしいこと」ではないことを親はもとより本人、地域が認識することが大切だと思う | 1 | 【既に盛り込み済み】 ひきこもりそれ自体が問題なのではなく、ひきこもり状態にある方が自分らしく地域で暮らせる社会を実現するために必要な支援や施策を考えていくことが自治体の重要な役割である旨記載しています |
| | ひきこもりの本人支援は当然のこと、親・保護者への支援も重要であると思う | 1 | 【既に盛り込み済み】 当事者とその家族への支援が必要である旨記載しています。 |
| | 女性のひきこもりに焦点をあてる必要がある。 | 1 | 【意見を反映】 ひきこもりの状態・状況に応じた、きめ細かな多様な支援が段階的に行われることが必要であり、ひきこもり状態のある方の属性を示す文言に性別を追加します。 |
| ②介護支援専門員等の障害特性に関する学習機会の提供 (P18) | ケアマネジャーの方が8050問題に直面され、何から手をつけたら良いのかわからず悩んでおられる状況が多々ある。ケアマネジャーの方がひきこもりについて学ぶ機会の提供が必要である。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 ケアマネジャー（介護支援専門員）等がひきこもりについて学ぶ機会が必要である旨本文に記載しています。 |
| ③ひきこもりの相談窓口の設置 (P18) | 電話相談の24時間対応に予算を割くこと。LINE やスカイプのできるようにすること。 | 1 | 【今後の取組の参考】 相談窓口運営にあたって今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| | ひきこもり相談や他の相談窓口の番号を周知する工夫が必要である。雑貨や漫画、お菓子、文房具、洋服などのタグや商品に電話番号を記載してはどうか。 | 1 | 【今後の取組の参考】 相談窓口をわかりやすく周知することが必要と考えており、今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| ④他相談窓口との連携 (P18) | 男女共同参画センター、人権相談、依存症窓口、NPO、自殺対策などの既存の相談窓口や権利擁護団体との連携はあるのか不明である。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 報告書案には一つ一つの相談窓口を列記していませんが、ひきこもり相談を専門としていない相談窓口の連携体制を整えることが必要である旨記載しています。 |
| ①市町を中心とした支援チームの創設 (P19) | 市町単位で、障害福祉の分野でいう自立支援協議会のような協議会を設置し、当事者やその家族の意見も反映される機会を作ることが急務であると考えられる。 | 1 | 【意見を反映】 市町におけるひきこもりの支援体制を構築する上で、当事者や家族の意見が反映されることや民生委員等色々な立場の方との連携は重要であり、その旨本文に記載します。 |
| | 民生委員さんもどうしてよいか悩んでいる話はよく耳にする。色々な立場の方が繋がれる場が必要である。 | 1 | |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|---------------------------------|---|----|---|
| ② 支援チームの人材育成 (P20) | ひきこもり相談員や精神障害者地域活動支援センター職員のスキルアップを図ること グループカウンセリングのような場のファシリテーターの育成をきちんとする。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 ひきこもり状態にある方にきめ細やかな支援を行うため、支援に携わる者の知識や技法を向上させていく必要がある旨記載しています。 |
| | 支援チームを構成する専門機関のレベルがある程度似通っていることが必要である。 | 1 | |
| | ひきこもりサポーター育成研修は素晴らしい取組であり、地域毎で年1回は実施すべきと思う。 | 1 | |
| | 県の保健師ももっと学ばれる機会を作っていくことが急務である。 | 1 | |
| | 市の職員もひきこもりについての知識や経験が無い状況である。 | 1 | |
| | 社会福祉士会は普段は本業をお持ちであるが啓発等への協力は可能である。県社会福祉士会との連携が重要である。 | 1 | 【今後の取組の参考】 ひきこもりの支援は多機関の連携や協力が必要であると考えており、ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| | 居場所運営にピアサポーターの参画を期待するなら、その指導や教育にも言及すべきである。 | 1 | 【意見を反映】 ピアサポーターも支援チームの一員であることから、支援チームの支援の知識や技法を向上させていく必要がある旨の記載にピアサポーターも含まれる旨追加します。 |
| ③ 居場所拡充に向けた担い手の養成とその機能 (P20) | 障害者手帳がないひきこもりの方でも利用できる居場所が継続的に運営できるようにしてほしい。 | 1 | 【その他】 居場所は市町単位であるのが望ましく、担い手となる者が居場所運営について学べる機会を提供するなど、県は市町による居場所の設置を支援する必要がある旨記載しています。 |
| | 相談機関には行きにくい現状があり、居場所の積極的設置が求められる。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 居場所の設置が進むよう、居場所の担い手となる者が居場所運営について学べる機会を提供するなど、県は居場所の設置を支援する必要がある旨記載しています。 |
| | 居場所の運営者が勉強する機会は大切である。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 居場所の担い手となる者が居場所運営について学べる機会を提供するなど、県は居場所の設置を支援する必要がある旨記載しています。 |
| | ひきこもりを脱し就職した後も、人との関わりが苦手なことは変わらず、職場でのトラブルで再びひきこもってしまうことも少なくない。ひきこもりを脱した後も、多様な居場所の一つとしてであると望ましい。 | 1 | 【意見を反映】 ひきこもりを脱した後も利用できる居場所が必要である旨本文に記載します。 |
| | 多様性があり、マニュアル化されていない居場所も重要である。 | 1 | 【既に盛り込み済み】 居場所については、多種多様な機能をもったものが多数あることが望ましい旨記載しています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|---------------------------|--|----|--|
| ④電子媒体を活用した居場所の設置 (P21) | 本人にPCやタブレット・スマホを持たせ、遠隔操作ができる本人代理ロボットを配置することで、親や他者とのコミュニケーションの助けに、ひきこもり状態を徐々に改善していけないか。 | 1 | 【今後の取組の参考】 外出することそのものが困難な方が居場所に至る前の中間的・過渡的な居場所として電子媒体の活用が考えられ、いただいた意見は趣旨を同じくすることから、今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| 居場所に求められる基本的条件の人員体制 (P22) | 当事者とピアサポーターの年代は近い方が良いとは一概に言い切れない。年齢が近いと学生時代のいじめを思い出す方もあり、個人個人に合わせて、あるいは居場所によって変えると良いと思う。 | 1 | 【意見を反映】 ひきこもりに至った原因によっては、当事者とピアサポーターの年代が離れていたほうがよい場合もある旨を本文に記載します。 |
| | ひきこもり状態の人だけで集まる居場所もファーストステップとして大事だが、次のステップとして生活困窮者や独居老人などの孤立しがちな方々が誰でも参加でき、多様な価値観に触れる場所として作ってほしい。 | 1 | 【今後の取組の参考】 現行制度上は困難ですが、多様な価値観に触れる機会は重要であると考えられるため、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| | 居場所の情報提供は、ネット上だけでなくローカルな手段も含めて様々な発信が必要である。 | 1 | 【意見を反映】 掲示板やチラシ配架等のローカルな情報提供も行う旨本文に記載します。 |
| 今後検討すべき課題など (P23) | 学校や教育委員会と連携した地域のひきこもり支援体制の構築には、フリースクール、通信制高校やそのサポート校なども一体になって構築してほしい。現状、全日制高校に何らかの理由があり行けない子どもが通信制に所属することが多く、卒業後の進路も4割が卒業時に未定となっており、ひきこもり予備軍となっている。学校の枠組みを超えた連携をしてほしい。 | 1 | 【今後の取組の参考】 ひきこもりの支援体制構築には、学校や教育委員会との連携の必要性を今後の課題としてあげていますが、ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| IV 検討の経緯、委員名簿 (P24) | 委員に当事者や当事者家族会の名前が少ない。家族会の代表者ともう1～2名参加され、実際の現場の声にも耳を傾けてほしい。 | 2 | 【その他】 委員会には委員長が必要と認める者として家族会の代表者1名に参画いただいたほか、元当事者団体や家族会等の代表者との懇談会を開催し、ご意見をお伺いしてきました。今後も当事者・家族の意見を伺いながら施策推進や見直しを行っていきます。 |
| | 例えばひきこもり電話相談にはあらゆるマイノリティ属性を持つ人もかけてくる。あらゆるマイノリティの権利擁護の活動家、法律の専門家、特に労働法に詳しい方、労働組合の活動家など、多様な意見が入るよう委員を選んでほしい。 | 2 | 【今後の取組の参考】 ひきこもり状態にある方の背景や、ひきこもりに至った経緯や原因、求められる支援の内容は多種多様であり、そのすべての専門家に委員会に参画いただくことは困難ですが、ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|--|---|----|---|
| その他 | 支援機関のほとんどが40歳までの若年層を対象としており、高齢化しているひきこもり対策が十分でない。 | 2 | 【その他】 この報告書においては、ひきこもり支援の対象年齢を限定せず作成しています。 |
| | ひきこもり支援も年齢不問で対応していくべきと考える。 | 1 | |
| | 参加や傍聴をしてみたい。議事録等があれば閲覧したい。 | 1 | 【その他】 委員会の議事要旨を県のホームページに掲載します。 |
| | 住居や居場所にするため、空き家を借り上げて改装して、ひきこもりに安く、又は無料で貸してほしい。 | 1 | 【今後の取組の参考】 取り組みの推進にあたってご意見を参考にさせていただきます。 |
| | こどもがネットが無料でできるところをたくさん作る。 | 1 | |
| | 質の高いカウンセリングを無料で長い期間使えるようにしてほしい。 | 1 | |
| | あらゆるマイノリティの自助グループの会場費を無料にして支援する。 | 1 | |
| | イベントなどの非日常ではなく、日常の長期のケアが必要。また特に若者の住居の権利が必要では。 | 1 | |
| | 学校の壁に大会優勝と書かない。ブラック企業と言われる所の多くが壁に業績や格言などを飾っている。 | 1 | |
| | 学校が嫌だった人達が集まり批判する声をデータベース化して公開し改善につなげる。 | 1 | |
| | 質の悪い教師を増やさないように養成課程にお金をかけてほしい。 | 1 | |
| | 勉強しなくていいなどの女性へのヘイトスピーチを兵庫県では罰していく。 | 1 | |
| | 障害がある女性などダブルマイノリティを特別に雇用する枠を設ける。 | 1 | |
| | セクハラ被害者女性にヘルパーを派遣し家事援助などをサポートし、生活保護以外の資金で経済的に保障する。 | 1 | |
| | 若者は仕事がなくお金がないため親から離れられない。若者が病気のときに看病してくれるヘルパー制度、チャリティショップ、マイノリティや若者が行きやすい安価な学校、青少年図書館等をつくる。 | 1 | |
| | セクハラ、パワハラ、モラハラの加害企業はハラスメント研修を必須とし、大企業だけでなく、全ての企業・店舗にハラスメントは許さないという県の態度を打ち出す。 | 1 | |
| 法教育、障害者、被差別部落、在日韓国人等人権教育、性教育等あらゆるマイノリティへの差別をなくす。 | 1 | | |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|-----|--|----|---|
| | 権利擁護団体等の情報リンクサイトを作る。図書館、公民館、駅前等にチラシを置く。 | 1 | 【今後の取組の参考】 取り組みの推進にあたってご意見を参考にさせていただきます。 |
| | 子どもの権利条約を全県民に教育する。 | 1 | |
| | 全県民が学校や職場で暴力防止教育を受ける。 | 1 | |
| | 若者の貧困、若者の人権を可視化する。 | 1 | |
| | 街中での出張相談窓口の設置や若い支援者が声をかけて相談につなげる。 | 1 | |
| | ひきこもりの方の支援について明確な根拠法や事業・サービスがないことが問題である。 | 1 | |
| | 最低賃金を2000円にする。また、障害者の作業所の時給が100円程なのは自尊心を削ることになる。 | 1 | |